

社会福祉法人一雅会 旅費規程

(総則)

第1条 社会福祉法人一雅会（以下「法人」という。）の業務のため旅行する役職員に対し、支給する旅費に関しては、この規程の定めるところによる。

(旅費の支給)

第2条 役職員が法人の業務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

(旅行命令)

第3条 法人役職員の旅行は、旅行任命権者の発する旅行命令により行うものとする。理事長及び旅行任命権者は、既に発した旅行命令を変更又は取消す必要があると認める場合には、自ら又は旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料又は食卓料とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し業務上の必要又は、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第6条 旅行日数は、業務上必要とする日数とする。但し、天災その他やむを得ない事情により要した日数は加えることができる。

(旅行の区分)

第7条 旅費を区分して内国旅行と外国旅行とする。さらに内国旅行は、近接地旅行と近接地外旅行とに区分する。但し、外国旅行については理事長が別にこれを定める。

(近接地内旅行)

第8条 近接地内旅行は、別表第4に定めた地域の旅行とし、第9条から第10条の規定により旅費を支給する。

第9条 近接地内旅行にあつては、鉄道賃(乗車に要する運賃)、船賃、車賃、その他交通機関利用に要する交通費の実費を支給する。但し、1キロメートル以内の旅行にあつては、特別の事情による場合の外支給しない。

第10条 旅行雑費、宿泊料及び食卓料は次の通り支給する。

- (1) 業務のための引続き5時間以上の旅行で、在勤地から1キロメートルを超える場合には、旅行中の日数に応じ一日当たり200円の旅行雑費を支給する。
- (2) ホテル、旅館等に宿泊する場合には、一夜当たり宿泊料定額の範囲内の実費を支給する。食事を提供しない施設又は現場等に宿泊する場合は、宿泊料に代わり一夜当たり食卓料定額に相当する額を支給する。宿泊料定額及び食卓料定額は、別表第2による宿泊地の区分に応じ、別表第1に定める。

(近接地外旅行)

第11条 近接地外旅行は、別表第4で指定された地域外の旅行とし、第12条から第17条の規定により旅費を支給する。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条中「運賃」という。）急行料金、寝台料金、特別車両料金並びに座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額とする。

- (1) 乗車に要する運賃。
- (2) 急行・特急料金等を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する料金。ただし、片道100キロメートル以上の場合および特別の事情があると認められる場合に限る。
- (3) 業務上の必要により寝台車を利用する場合には、前二号に規定する運賃及び急行料金のほか、寝台料金。
- (4) 役員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前三号に規定する運賃、料金のほか、特別車両料金。
- (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合は、前各号に規定する運賃、料金のほか、座席指定料金。ただし、片道100キロメートル以上の場合および特別の事情があると認められる場合に限る。

(船賃)

第13条 船賃額は次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下本条中「運賃」という。）特別船室料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額とする。

- (1) 乗船に要する運賃。ただし、運賃の等級が2階級以上に区分されている船舶による旅行の運賃については、細則に定める。
- (2) 業務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、寝台料金。
- (3) 役員が運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴する航路による旅行をする場合には、運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金。
- (4) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、普通旅客運賃の範囲内の実費額による。但し、航空機の利用は、業務上必要と認められる場合に限る。

(旅行雑費)

第15条 近接地外旅行における諸雑費その他目的地内の交通費を賄うための旅費として、1日当たり、1,100円を支給する。

(食卓料)

第17条 食卓料は、宿泊料を要しないが食費を要する夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。食卓料の額は、別表第1による。

(旅費の特例)

第18条 業務の性質上他から旅費の支給を受ける場合は、この規程により算定した旅費額を比較し不足する額を支給することができる。

2 職員が研修を受ける場合の旅費は、別表第3による。

3 旅費の請求権は、5年間これを行わない時は、時効により消滅する。

(旅行細則)

第19条 この規程を施行するための必要な細則は理事長が定める。

附則 この規程は、平成29年11月1日より施行する。

別表第 1

(円)

区 分	宿 泊 料		食卓料一 夜につき
	甲地方	乙地方	
役員及び施設長	15,000	13,500	3,000
課 長	13,500	12,000	2,600
上記以外	11,000	10,000	2,200

別表第 2

甲地方	埼 玉 県	さいたま市
	千 葉 県	千葉市
	東 京 都	特別区の存する地域、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、鎌倉市、横須賀市、三浦郡葉山町、
	愛 知 県	名古屋市
	京 都 府	京都市
	大 阪 府	大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、守口市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、高石市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、富田林市、箕面市、和泉市、東大阪市、
	兵 庫 県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
	福 岡 県	福岡市
乙地方	甲地方以外の地域	

別表第 3

	近接地内		近接地外	
	日帰り研修	宿泊研修	日帰り研修	宿泊研修
鉄道賃	実費額		乗車に要する運賃と鉄道 50 km 以上の場合は普通急行料金、100km 以上の場合は特別急行料金	
船 賃	実費額		乗船に要する運賃（運賃の等級を 2 階級以上に区分する船舶による旅行の場合は最下級の運賃）	
車 賃	実費額		実費額。ただし、実額によることができない場合には 1km につき 37 円の定額	
航空賃	----	----	現に支払った旅客運賃	
旅行 雑費	----	1 / 2	----	8 / 1 0
宿泊料	----	定額の範囲内の実 費額（1 日につき）	----	定額の範囲内の実費額（1 日につき）
食卓料	----	----	----	8/10（1 日につき）

（注）近接地内とは概ね 40 km 以内をいう。

別表第 4

在勤地の所在地	近 接 地 の 地 域	
刈谷市内	愛知県	名古屋市、尾張地区全域、知多半島全域、西三河（豊田市及び岡崎市は山間部除く）、幸田町、蒲郡市、豊川市 但し、島しょを除く
	岐阜県	多治見市
	三重県	木曾岬町、朝日町、川越町、桑名市、四日市市